

第26号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「毎月末日」を「7月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）」に改め、同項ただし書中「12月にあつては、翌年の1月4日」を「前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した日の属する月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「本文」を加え、「12分の1」を「9分の1」に改め、同条第4項中「300円」を「100円」に改める。

第16条および第17条を次のように改める。

第16条および第17条 削除

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項、第3項および第4項の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。

（説明）介護保険の保険料の普通徴収に係る納期限等を見直す必要がある。